

午後 1 時 3 0 分開会

【事務局（宮内都市計画課長）】 まだお見えになられていない委員の方がいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただいまから第 1 9 3 回東京都都市計画審議会を開催させていただきます。

現在、31名の委員にご出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

では、お手元に、「第 1 9 3 回東京都都市計画審議会資料一覧」をお配りしております。配付資料のご確認をお願いします。

初めに、「議案一覧表」。

次に、薄茶色の表紙の冊子で「議案・資料」。

次に、桃色の表紙の冊子で「議案・資料 別冊 委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」。

次に、クリーム色の表紙の冊子で「議案・資料 別冊 意見書の要旨」。

次に、藤色の表紙の冊子で「審議会資料 別冊 丸の内一丁目 1 - 1 2 地区 都市計画（素案）の提案」。

次に、水色の表紙の冊子で「環境影響評価書の概要 西武鉄道新宿線連続立体交差事業」。

最後に、黄色い表紙の冊子で「環境影響評価書の概要 豊洲新市場建設事業」。

本日お配りいたしました資料は以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、近藤会長、よろしく願いいたします。

【近藤議長】 本日は、ご多忙のところご出席いただきましてまことにありがとうございます。

初めに、本日の審議会は、当審議会運営規則第 1 1 条に基づきまして、会議を公開で行いますので、傍聴者及び報道関係者の入室を認めております。ご了承をお願いいたします。

次に、傍聴者の皆様に申し上げます。当審議会の会議を傍聴する際は、「東京都都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」に規定されております遵守事項を厳守されるようお願いいたします。

次に、委員の異動につきましてご報告いたします。お手元に桃色の表紙の「議案・資料 別冊 委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」の 1 ページ及び 2 ページをお開き願います。そこに委員の異動報告が記載してございます。今回新しく委員になりました 6 名の方をご紹介申し上げます。

議席番号 8 番、江東区長、山崎孝明委員でございます。

【山崎委員】 よろしくお願ひします。

【近藤議長】 議席番号 9 番、世田谷区議会議長、畠山晋一委員。

【畠山委員】 よろしくお願ひいたします。

【近藤議長】 議席番号 14 番、財団法人東京都新都市建設公社理事長、只腰憲久委員。

【只腰委員】 よろしくお願ひいたします。

【近藤議長】 議席番号 20 番、立川市議会議長、堀憲一委員。

【堀委員】 よろしくお願ひします。

【近藤議長】 議席番号 25 番、株式会社東京レポートセンター代表取締役社長、福島七郎委員でございます。

【福島委員】 よろしくお願ひします。

【近藤議長】 議席番号 27 番、消防総監、北村吉男委員でございます。本日は、都合により、代理の方にご出席いただいております。

【消防総監（代理）】 代理で出席させてもらっております。よろしくお願ひします。

【近藤議長】 なお、議席につきましては、東京都都市計画審議会運営規則第 4 条の規定に基づきまして、3 ページに記載してございます委員名簿のとおりといたしますので、ご了承願ひします。

それでは、これより審議に入ります。本審議会におきましては、限られた時間の中で、十分にご審議いただきたいと存じますますので、議事進行等につきましてご協力をお願い申し上げます。

説明幹事に申し上げます。各案件の説明及び答弁に当たりましては、簡潔かつ要領よく行うようお願いいたします。また、委員の皆様方におかれましても、ご質問、ご意見、できる限り簡明にさせていただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

なお、ご発言の際は、議席番号をお示しくくださるようお願い申し上げます。

---

【近藤議長】 日程に入ります。

日程第 1 といたしまして、議第 7050 号を議題に供します。

石川景観・プロジェクト担当部長の説明を求めます。

【石川幹事】 日程第 1、議第 7050 号の都市再生特別地区（丸の内一丁目 1-12 地区）について、ご説明いたします。

資料は、お手元の薄茶色表紙「議案・資料」7ページからでございます。

あわせて、お手元の藤色表紙「都市計画（素案）の提案」もご参照ください。

今回の変更は、株式会社鉄鋼ビルディングから、本年3月に出されました都市再生特別措置法に基づく都市計画の提案を踏まえたものでございます。

モニター画面をご覧ください。

都における都市再生緊急整備地域は8地域、約2,510ヘクタールが指定されており、本地区は、東京駅・有楽町駅周辺地域内でございます。

まず、都市再生特別地区の制度をご説明いたします。

都市再生特別地区は、平成14年に都市再生特別措置法により創設された都市計画でございます。都市再生緊急整備地域内において地域整備方針に沿い、かつ都市再生効果の大きい事業計画の提案に対して、容積率など広範な都市計画特例を認めることにより、事業者の創意工夫を生かした優良なプロジェクトの実現を図ろうとするものでございます。

本地域の地域整備方針では、国際金融拠点の形成などが目標に掲げられております。

「議案・資料」9ページをご覧ください。

計画地は、北側は永代通り、東側は外堀通りに接する、面積約1.3ヘクタールの区域でございます。

また、モニター画面の航空写真に示してありますように、計画地は西側にJR東京駅、北側に地下鉄東西線大手町駅が近接しております。

「議案・資料」12ページをご覧ください。

事業者からの提案につきましては、国際金融拠点の形成や、成田・羽田空港と直結する交通拠点機能の強化など、当地域の地域整備方針に沿い、かつ、都市再生効果が大きいものと判断いたしております。

具体的な都市再生の貢献としましては、羽田空港の国際化・24時間化に対応した都心受入施設として、地域に開かれた空港直通バス待合施設と、ビジネスサポート施設を一体的に整備するほか、国際金融拠点を支える滞在型宿泊機能の強化として、サービスアパートメントを整備いたします。

また、地下鉄東西線コンコースとの接続部のバリアフリー化などを行い、歩行者ネットワークの充実を図ります。

さらに、環境負荷低減への取り組みとして、高効率の設備機器導入のほか、先進的な取り組みとして、事務所部分全館にLED照明を採用するなどにより、CO<sub>2</sub>排出量削減に

取り組みます。

「議案・資料」 7 ページ及び 10 ページをご覧ください。

都市計画の主な内容として、容積率の最高限度は 1400% とし、うち 190% 以上を、サービスアパートメント、ビジネスサポート施設、バス待合施設等の用途といたします。

高さの最高限度は、高層部の部分で 140メートルといたします。

「議案・資料」 13 ページをご覧ください。

完成予想図でございます。主要用途は、事務所、サービスアパートメント、バス待合施設、店舗、駐車場などとなっております。

説明は、以上でございます。

なお、本案件を平成 23 年 6 月 1 日から 2 週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

【近藤議長】 ありがとうございます。

それでは、この日程第 1 につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお伺いいたしたいと思えます。

ご質問、ご意見がございませんようでしたら、この日程第 1、議第 7050 号、東京都市計画都市再生特別地区の案件について採決いたしたいと思えます。賛成の方は挙手をお願いいたします。

[ 賛成者挙手 ]

【近藤議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本件は原案どおり決定いたしました。

---

【近藤議長】 続きまして、日程第 2、議第 7051 号から議第 7053 号までを一括して議題に供したいと思えます。

安井幹事の説明をお願いいたします。

【安井幹事】 日程第 2、議第 7051 号から 7053 号までの用途地域及び関連する一団地の住宅施設の案件について一括して説明いたします。

初めに、議第 7051 号は、渋谷区における用途地域の変更の案件です。

薄茶色表紙の「議案・資料」は 23 ページからでございます。まず 26 ページの位置図をご覧ください。

本地区は、渋谷区の中心部に位置し、J R 山手線など 8 路線が結節する渋谷駅を中心に、駅東西の駅前広場を含む約 5 ヘクタールの区域でございます。

本地区を含む渋谷地区は、「東京の都市づくりビジョン」において「駅施設の機能更新と周辺都市基盤の再編を契機に、魅力ある商業、業務、文化・交流機能の充実など、総合的なまちづくりを進める副都心」と位置づけられており、また「渋谷区都市計画マスタープラン」におきまして、「交通機能、商業・業務機能の面での区の拠点」となっております。

昨年 10 月に、当該区域を対象とする土地区画整理事業が施行認可され、駅東西の駅前広場の拡充など基盤が大きく改善されるとともに、東京の都市再生に資する拠点開発が進められることとなります。今後、これらの基盤整備を進めつつ、東京の発展に伴い増改築が繰り返されてきましたターミナル駅と周辺市街地を一体的に再編し、多様な機能が集積した、歩いて楽しい安全・安心な副都心の形成を図るため、渋谷区による地区計画の決定にあわせまして、用途地域を変更いたします。

参考といたしまして、渋谷区決定の地区計画を説明いたします。

地区計画の区域は、土地区画整理事業の区域と概ね重なる約 4.3 ヘクタールでございます。

今年 3 月に区が策定いたしました、渋谷駅周辺のまちづくりの考え方を示す「渋谷駅中心地区まちづくり指針 2010」に基づきまして、地区の方針を定めております。

地区整備計画では、建築物の用途の制限を定めるとともに、街区の再編と歩行者空間の環境の向上を図るため、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限を定めます。

以上の地区計画の決定にあわせまして、約 5 ヘクタールの区域で用途地域を変更します。

変更後の内容でございます。計画図中①の区域につきまして、用途地域、建ぺい率はそのまま、容積率を 900 から 1000% に緩和いたします。

なお、以上の案件を平成 23 年 6 月 1 日から 2 週間、公衆の縦覧に供したところ、1 団体から 1 通の意見書が提出されました。

クリーム色の表紙でございますが、「議案・資料」の「意見書の要旨」をご覧ください。2 ページをお開きいただきたいと思います。

その他の意見の「都市計画に関する意見」のうち、主な意見といたしまして、(2)「『土地区画整理事業の施行区域にあつては、仮換地指定以降に用途地域等の変更を行うこと』が原則であるが、仮換地に関する事柄は地区計画案に全く記載がない。仮換地計画の内容を情報公開した上で用途地域の変更をすべき。」というもので、これに対する都の見解でござ

ございますが「地区計画は、対象となる地域の市街地像の目標及び方針並びに良好な市街地環境の維持、形成を図るための地区整備計画を定めるものであり、土地地区画整備事業における仮換地に関する内容について記載するものではない。用途地域の変更については、土地地区画整理事業の施行区域にあつては、原則として仮換地指定以降に用途地域等の変更を行うこととしていることから、平成22年12月17日に仮換地指定が行われたことを受け、今回、用途地域を変更している。」というものです。

また、(3)でございます。「商業地域の指定基準で『用途地域を変更する場合は、建築物の高さなどを定めること』とされており、将来の駅ビルの高さの最高限度を示してから用途地域の変更を行うべき。」というものでございます。これに対する都の見解は、「今回の用途地域変更は、『東京の都市づくりビジョン』に示す商業、業務、文化・交流等の多様な機能が集積した、歩いて楽しい安全・安心の副都心の形成という将来像や、区が今年3月に策定した『渋谷駅中心地区まちづくり指針2010』において示されたまちの将来像を実現するために行うものである。地区計画案においても、建築物の高さの考え方が示されており、都市開発諸制度等の活用を図りながら上記のまちの将来像を目指すこととしている。」というものでございます。

続きまして、議第7052号及び議第7053号を説明いたします。足立区における用途地域の変更及び一団地の住宅施設の廃止の案件でございます。

薄茶色表紙の「議案・資料」は37ページからとなります。まず40ページの位置図をご覧ください。

本地区（花畑団地）でございますが、足立区の北東部、埼玉県との都県境にございまして、東武伊勢崎線「竹ノ塚駅」から北東約2キロのところに位置してございます。

花畑団地は、昭和38年に一団地の住宅施設が都市計画決定され、当時の日本住宅公団（現都市再生機構）によって建設されました。

一団地の住宅施設では、区域面積約19.9ヘクタールを対象として、住宅予定戸数約2,600戸のほか、公園、幼稚園、集会所、店舗付住宅、スーパーマーケットなどの公共施設、公益的施設の位置を定めております。

同団地は、昭和39年に入居が始まっており、今日までの間、住宅が老朽化し、居住者の高齢化と子供の減少などに伴い、地区内施設の需要も変化し、団地の再生と活性化が求められていました。

このため、都市再生機構では、平成19年に全管理団地を対象に「賃貸住宅ストック再

生・再編方針」を策定し、花畑団地につきましては、公益的施設等のある生活中心地に近い住棟に入居者を集約しつつ、民間参入により有効利用を図る区画を創出し、新たに住宅や商業施設、子育て・高齢者サービス施設等を整備する再生計画をまとめております。

足立区におきましても、平成18年に都市計画マスタープランの中で、団地の建て替え等の機会をとらえ、まちづくりへの貢献を誘導していくことを明らかにしておきまして、地元と協働して昨年、「花畑団地周辺地区地区まちづくり計画」を策定しました。

団地の再生にあわせまして、にぎわいの創出と魅力ある生活中心地を形成していくこととしております。

区は、このような団地再生の取り組みを推進するため、今回、新たに地区計画を策定し、これに伴い都は、一団地の住宅施設を廃止するとともに、用途地域を変更いたします。

参考として、足立区決定の地区計画を説明します。資料は51ページでございます。

地区計画の区域は、「一団地の住宅施設」の区域とほぼ重なる約21.9ヘクタールを対象としており、地区の特性に応じまして、「住宅地区A・B・C」、「生活関連施設地区A・B・C」の6地区に区分し、それぞれの土地利用の方針を定めております。

資料の52ページをご覧ください。

地区整備計画では、団地内の区画道路、広場、緑地、緑道、歩道状空地等を地区施設として位置づけます。

また、周辺市街地との調和に配慮するとともに、これまでの良好な住環境を確保、保全するため、建築物等の用途の制限、容積率及び建ぺい率の最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度などを定めます。

資料の41ページにお戻りください。

以上の地区計画の決定にあわせまして、現在の「一団地の住宅施設」の都市計画を廃止するとともに、約1.4ヘクタールの区域で用途地域を変更いたします。

変更の内容でございます。計画図中①の区域でございますけれども、容積率はそのまま、建ぺい率を60から80%へ、用途地域を近隣商業地域へといたします。

また、計画図中②の区域でございます。用途地域を近隣商業地域に、建ぺい率を60から80%へ、容積率を400から200%へとダウンゾーニングいたします。

さらに、計画図中③の区域でございます。用途地域は近隣商業地域のままですが、用途地域と建ぺい率は現在のままでございますけれども、容積率を400から200%へとダウンゾーニングいたします。

なお、本計画案は、平成23年6月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

日程第2については、以上でございます。

【近藤議長】 ありがとうございます。

日程第2につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお伺いいたします。

ご質問、ご意見がございませんので、日程第2、議第7051号から議第7053号、東京都市計画用途地域及び東京都市計画一団地の住宅施設の案件につきまして、一括して採決いたしたいと思っております。賛成の方、挙手をお願いいたします。

[ 賛成者挙手 ]

【近藤議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

---

【近藤議長】 続きまして、日程第3の議第7054号を議題に供したいと思っております。

安井幹事、説明をお願いします。

【安井幹事】 日程第3、議第7054号は、練馬区における一団地の住宅施設の変更の案件でございます。

薄茶色表紙の「議案・資料」55ページからでございますが、まず57ページの位置図をご覧ください。

本地区は練馬区の中央北部にあり、都営大江戸線「光が丘駅」を中心に、半径約500メートルの範囲内に位置してございます。

光が丘団地は、昭和54年に「一団地の住宅施設」が都市計画決定され、東京都、東京都住宅供給公社、住宅・都市整備公団（現都市再生機構）の3者によりまして建設されております。

一団地の住宅施設では、約103.7ヘクタールの区域を対象に、住宅予定戸数約1万7000戸のほか、公園・緑地などの公共施設、小学校、中学校、コミュニティサービスセンターなどの公益的施設の位置を定めております。

初期の入居開始より25年以上が経過し、この間、少子高齢化の進展に伴い児童数が減少し、平成22年には小学校4校が廃止されてございます。他方で、まちの活力低下が懸念されていること等から、現在の一団地の住宅施設を廃止して新たに地区計画を策定することにより、廃校後の施設を利用した教育関連施設、福祉関連施設、コミュニティ施設等



の整備誘導を図ります。

参考として、練馬区決定の地区計画を説明します。資料は66ページでございます。

地区計画の区域は、現在の「一団地の住宅施設」の区域とほぼ重なる約98.4ヘクタールでございます。

地区の特性に応じまして、「住宅地区」「住宅複合地区」「住宅・商業複合地区」「商業地区」「公共関連地区」など8地区に区分し、それぞれの土地利用の方針を定めております。

地区整備計画では、団地内の小公園・緑地などを地区施設として位置づけます。

また、緑豊かで閑静な市街地環境を維持するため、建築物等の用途の制限、容積率及び建ぺい率の最高限度などを定めています。

以上の地区計画の決定にあわせまして、現在の「一団地の住宅施設」の都市計画を廃止いたします。

なお、用途地域については、変更ありません。

また、以上の案件を平成23年6月1日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、1団体から賛成1通、119名から反対120通、1名からその他1通の意見書が提出されました。

クリーム色表紙の「意見書の要旨」をご覧ください。3ページをお開きいただきたいと思います。

賛成意見の「都市計画に関する意見」のうち、主な意見は、(1)「変更案のとおり速やかな都市計画決定を望む。」というもので、これに対する都の見解は、「社会状況の変化や住民ニーズを踏まえた公共公益施設等の適切な機能更新を図り、緑豊かで良好な住環境を維持・保全し、周辺地域と調和のとれた地域拠点としてふさわしい市街地を目指すため、地区計画の導入を図り、一団地の住宅施設を廃止するものである。」というものでございます。

次に、反対意見の「都市計画に関する意見」のうち、主な意見をご説明いたします。

まず(1)でございます。「一団地の住宅施設の廃止に反対する」というものでございます。これに対する都の見解は、「一団地の住宅施設は、建ぺい率・容積率の限度、50戸以上の住宅の予定戸数、公共公益的施設及び住宅の配置等を定めるもので、大規模団地を新規に建設する場合には有効な都市計画である。しかし、一団地の住宅施設は道路等と同様な都市施設の一つであるために、建設後長い年月が経過し、建築物の老朽化等により建て替えの必要性が生じたり、既存の公益的施設に対する地域の需要が大きく変化したり、都

市計画の規制内容が実態と合わなくなった場合には、柔軟な対応をとることが極めて困難である。そこで、今回の学校跡施設活用を契機とした都市計画の見直しについては、社会状況の変化や住民ニーズを踏まえた公共公益施設等の適切な機能更新を図り、緑豊かで良好な住環境を維持・保全し、周辺地域と調和のとれた地域拠点としてふさわしい市街地を目指すため、地区計画の導入を図り、一団地の住宅施設を廃止するものである。」というものでございます。

次に、「意見書の要旨」の5ページをご覧ください。

(6)でございます。「住民の合意確認の作業をしていないので反対する。」というものでございます。これに対する都の見解は、「練馬区は、法令等に基づく説明会の開催や都市計画の縦覧等の手続きにより、区民への説明を実施している。練馬区では、平成21年7月より、地域全体の懇談会やブロック別懇談会、管理組合との個別懇談会等を40回以上実施し、住民の意見についてはできる限り計画内容に反映してきた。さらに、かわら版を5回にわたり約1万2,300世帯に全戸配布するとともに、光が丘地区周辺町会にも回覧をお願いするなど周知を図ってきたと区から聞いている。」というものでございます。

日程第3については、以上でございます。

**【近藤議長】** ありがとうございます。

それでは、日程第3につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

特段ございませんようですので、日程第3の議第7054号、東京都市計画一団地の住宅施設の案件につきまして採決いたします。本件について賛成の方は挙手をお願いいたします。

[ 賛成者挙手 ]

**【近藤議長】** ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

---

**【近藤議長】** 続きまして、日程第4、議第7055号及び議第7056号を一括して議題に供したいと思えます。

安井幹事、説明をお願いします。

**【安井幹事】** 日程第4、議第7055号及び議第7056号の地区計画の案件について、一括して説明いたします。

始めに、議第7055号は、紀尾井町南地区地区計画の決定の案件です。

薄茶表紙の「議案・資料」は69ページからでございますけれども、73ページの位置図をご覧ください。

本地区は、地下鉄永田町駅及び赤坂見附駅に近接し、外濠に接した約4.4ヘクタールの区域でございます。

本地区を含む約29.8ヘクタールの区域につきましては、地元のまちづくり協議会と千代田区が協力して策定した「紀尾井町地区まちづくりガイドライン」等に基づき、平成16年5月に「紀尾井町地区地区計画」が決定されております。

また、一部に弁慶橋風致地区が定められております。

区が定めた地区計画の目標では、21世紀にふさわしい国際色豊かな複合市街地の形成を目指し、豊かな自然と調和した都市環境の維持増進を図ることとしております。

また、区域を4つの地区に区分してございまして、土地利用の方針に定められており、今回、都が都市計画案を提案している地区につきましては、既存の宿泊、業務、商業、住宅等の機能更新を図りつつ、国際観光ホテルなど、国際交流機能を備えた複合市街地の形成を図ること、再開発等による機能更新の際には都心居住を推進しつつ土地の高度利用を図ることなどが定められております。

今回は、このような区が定めた地区計画の内容に即しまして、これを具体化するために、約4.4ヘクタールの区域を対象とする再開発等促進区を定める地区計画を定めます。

資料69ページをご覧ください。地区計画の内容を説明いたします。

まず、地区計画の目標ですが、自然環境と調和した都市機能の更新と土地の合理的かつ健全な高度利用を促進すること、地区南の外濠から地区北に接する清水谷公園への緑の連続性を高めながら、起伏に富んだ地形を生かした安全で快適な歩行者ネットワークを形成すること、赤坂プリンスホテル旧館として使用され、本年3月に東京都有形文化財に指定された旧李王邸などの歴史的環境を生かした景観形成を進めること等により、21世紀にふさわしい国際色豊かな複合市街地の形成を図ることといたします。

また、公共施設等の整備の方針の1にお示ししてございますが、地区の風致環境を増進するために質の高い緑化空間の形成を図ることといたしまして、特に隣接する清水谷公園と連続した緑豊かな広場を整備することにより、外濠等の自然との連続性にも配慮しながら、緑を充実させていきます。

同じく、方針の4及び6に示しておりますが、地下鉄永田町駅と直結する地下及び地上広場、地区の東に接する諏訪坂と西に接する紀尾井町通りをつなぐ自動車車路を整備いた

しまして、地区内の円滑な自動車交通処理を図ります。

次に、資料71ページとあわせて、77ページの参考図1をご覧ください。

これらの目標や方針に基づきまして、主要な公共施設や地区施設として、清水谷公園と連続する広場1号（約6,000平方メートル）、旧李王邸を中心とする広場3号（約2,200平方メートル）を位置づけます。

また、紀尾井町通りや諏訪坂から各広場や清水谷公園等を結び、地区の回遊性の向上を図るための歩行者通路、地下鉄永田町駅と直結する広場（広場2号、広場4号）や地区の東西を結ぶ自動車車路などを位置づけます。

資料71ページとあわせて74ページ、計画図1の区域区分をご覧ください。

以上の地区計画の目標、公共施設等の整備方針などに即しまして、区域1につきましては、施設計画の具体化にあわせて、建築物等の用途の制限や容積率の最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度などを定めます。

また、区域2につきましては、今後、計画が具体化した段階で整備計画を追加することといたします。

なお、本件につきまして、平成23年6月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出が19通ございました。その内訳は、賛成意見に関するものが4通（2名、2団体）、反対意見に関するものが14通（29名、2団体）、その他の意見が1通ございました。

クリーム色表紙の「意見書の要旨」をご覧ください。8ページをお開きください。

まず、「賛成意見に関するもの」のうち、主な内容でございます。

（4）「新たなコミュニティの創出に寄与するばかりか、都心部における風致のあり方・環境保全と開発の融合の一助ともなり、国際都市東京の魅力・活力アップに大いに貢献するものと期待している。」との意見や、（9）「本計画のまちづくりに対する前向きな考え方や紀尾井町の発展につながる大変価値のある新地区計画と見受ける。」との意見が出されております。これらに対する都の見解は、「『東京の都市づくりビジョン』や『10年後の東京』計画等では、本地区計画が位置するセンター・コア再生ゾーンについて、『国際ビジネスセンター機能の強化と魅力や活力ある拠点の形成』『緑に囲まれ、水辺と共存した都市空間の創出』『歴史と文化を生かした都市空間の形成』『都市を楽しむ都心居住の推進』等を図るとしている。本地区計画では、これらの都の上位計画とともに、『千代田区まちづくりグランドデザイン』や『紀尾井町まちづくりガイドライン』等の内容を踏まえ、自然環境

と調和した都市機能の更新を促進し、緑の連続性を高めながら、国際色豊かな複合市街地を形成することを目標として掲げている。」というものでございます。

次に、「意見書の要旨」 9 ページをお開きください。

反対意見の「都市計画に関する意見」のうち主な内容を説明いたします。

まず(1)「元宮内庁跡地への参議院議員宿舎建て替え計画時は『風致地区の緑を守る』という理由で計画が撤回された事実があるが、どのような理由で今回容積率が300%から600%へ変更され、現在より35メートル高い180メートルと決定されたのか理解できない。風致地区内での規制と許可基準等の考え方を示していただきたい。」という意見や、(2)「今回計画では現状をはかるかに超える規模及び高さの建物と巨大な地下構造物が可能となり、相当数の既存樹木の伐採が予想され風致の維持は困難であり、風致地区指定の目的を無視することなく、風致地区条例の精神を尊重し、齟齬のない都市計画とすべきである。」という意見が出されてございます。これに対する都の見解でございます。「本地区計画においては、『東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準』に基づき、事業者による企画提案書において提案されている駅直結の交通広場や自動車車路等の整備、緑豊かなオープンスペース等の確保など、地区内外への公共貢献の内容を適切に評価するとともに、都市構造上のバランス等を考慮して、建築物の容積率の最高限度や建築物等の高さの最高限度等を定めている。また、本地区計画では建築物等の高さについて、平成16年に都と千代田区で協議し策定した『千代田区東京都風致地区条例に基づく許可の審査基準』に適合する形で最高限度を定めている。さらに、本地区計画の内容は、平成16年に千代田区が決定した紀尾井町地区地区計画の方針として示されている『風致の増進と土地の有効活用を図るため、敷地内の緑化を増進しつつ、建物高さについては自然と調和した街並みの形成を誘導するとともに、高度利用を進める』という内容を具体化するものであり、風致地区の趣旨と合致している。」というものでございます。

続きまして、「意見書の要旨」 11 ページをご覧ください。

(9)でございます。「本計画は平成16年に定めた紀尾井町地区地区計画の目標に著しく違反している。」との意見でございますが、都は、「本地区計画の目標では、『自然環境と調和した都市機能の更新と土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、外濠から隣接する清水谷公園への緑の連続性を高めながら、起伏に富んだ地形を生かした安全で快適な歩行者ネットワークの形成、赤坂御門や旧李王邸などの歴史的環境を生かした景観形成等を進め、21世紀にふさわしい国際色豊かな複合市街地の形成を図る』こととしている。この

目標は、区決定の地区計画の目標や方針に即したものとなっている。」と考えてございます。

続きまして、議第7056号を説明いたします。中野四丁目地区地区計画の変更の案件でございます。

「議案・資料」は79ページからでございますけれども、88ページの位置図をご覧ください。

本地区は、JR中央線中野駅の北西側、JR中央線と早稲田通りの間に位置する面積約18ヘクタールの区域でございます。

平成19年4月に、当初の地区計画を決定し、その後、施設計画の具体化にあわせて平成21年6月に地区計画を変更してございます。このとき、地区南側の区域1では大学施設、区域4及び区域5では業務商業施設等、また区域6では都市計画公園の整備を定めまして、順次開発が進められてきてございます。

資料の79ページ及び89ページをご覧ください。

今回は、地区の北側に位置します3つの区域につきまして、施設計画が具体化したことにあわせまして、地区整備計画約2.9ヘクタールを追加いたします。

具体的な内容でございます。まず、区域2-1では大学の整備、区域3-1及び3-2では警察署、中学校の整備を行います。

次に、資料90ページの計画図2をご覧ください。

地区整備計画の内容を説明いたします。

まず、区域2-1でございます。地区施設として、歩道状空地6号を新たに位置づけるとともに、敷地面積の最低限度、容積率の最高限度、高さの最高限度、壁面の位置の制限を地区整備計画として定めます。また、区域3-1でございますが、ここでは広場2号、歩道状空地7号、また区域3-2では緑地2号、歩行者通路4号を地区施設として位置づけるとともに、それぞれ敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置の制限を定めます。

なお、本件につきまして、平成23年6月1日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、1名から1通、反対意見に関する意見書の提出がございました。

クリーム色表紙の「意見書の要旨」18ページをご覧ください。

主な意見をご説明する前に、1点訂正がございます。18ページでございますけれども、東京都の見解(2)がございまして、上から3行目に「平成23年2月15日」とありますが、事前にお配りした冊子では「6月15日」と記載されてございましたので、おわび

と訂正いたします。現在見ていただいている「2月15日」が正しいものでございます。

それでは、17ページに戻っていただきまして、「意見書の要旨」をご説明いたします。

意見でございますが、「そもそも『中野四丁目地区地区計画』に賛成しておらず、その変更にも賛成できるはずがなく、『中野四丁目地区の都市計画変更に係る都市計画案』すべてに賛成しかねる。また、いつもながら説明が不十分であり、この状態での縦覧・意見受付とは行政の横暴ともいえる。」というものでございます。これに対する都の見解は、「本地区は、都の策定した『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』や、区が策定いたしました『中野区都市計画マスタープラン』等の上位計画に基づき、防災公園等の整備や、商業・業務、教育、居住、公共施設等の機能を備えた複合市街地の形成を図ることを目的とし、平成19年6月に本地区の地区計画を都市計画決定し、段階的にまちづくりが進められてきている。今回の計画もこの考え方に即しており、都は、地区計画区域内の地権者及び周辺住民に対して説明会を実施するなど、適切な手続きにより本都市計画案を取りまとめている。また、都市計画手続きに先立ち、中野区と民間開発事業者も、周辺住民に対する開発計画の説明会を実施している。」というものでございます。

日程第4の説明は、以上でございます。

【近藤議長】 ありがとうございます。

それでは、日程第4につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお伺いしたいと思っております。伊藤委員。

【伊藤委員】 何点かお伺いしたいと思っております。

今回の都市計画が提案をされている地区を含め、周辺には弁慶橋風致地区が定められております。この地区内では、かつて参議院の宿舍の建て替え計画が持ち上がったことがありましたが、都は、風致の観点から建て替えは認められないかのような見解を示され、計画は取りやめになったと伺っています。しかし、今回の再開発等促進区を定める地区計画では、当時の参議院宿舍の計画よりも、はるかに高い建物の建設が可能となるような内容となっております。なぜ同じ風致地区内で参議院宿舍の計画については認められなかったものが、今回の地区計画においては、これより高い建物の建設が認められるようになったのかお伺いしたいと思っております。

【近藤議長】 安井幹事。

【安井幹事】 今お話にございました参議院宿舍の計画は、現在の位置での建て替えではございませんで、近くの宮内庁施設跡地に移転し、ここに残る貴重な緑を伐採して建て

替えるものであったことから、平成20年12月に都は参議院側に対しまして、原案のままではのめない、用意した代案を考慮しないかとの意見を伝えたとところでございます。これに対し参議院側は、それでは結構、計画を白紙還元すると答えられ、以後、今日まで参議院側から一切の提案は示されてございません。すなわち、都は風致地区におけます許可の取り扱いの観点ではなく、既存の多く緑を伐採することを前提とする計画であったために、参議院側に異議を呈したものでございます。

一方、今回の都市計画案の区域が含まれる弁慶橋風致地区内は、風致地区条例上、建築物の高さの最高限度は15メートルとなっております。しかし、平成16年4月に区決定の地区計画に連動した風致地区に関する審査基準が定められており、この中で再開発等促進区を適用し、かつ地区計画に定める緑化基準を満たす場合には、建築物の高さの最高限度を緩和して、再開発等促進区で定めることとしてございます。この審査基準は、地元千代田区からの申し出により、区と協議して策定し、都と千代田区共通の審査基準となっているものでございます。

したがって、今回提案している都市計画の区域内におきまして、今後、審査基準に適合した建築物が計画される場合には、その高さの最高限度は再開発等促進区で定める数値となるものでございます。

【近藤議長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 今回、再開発等促進区を定める地区計画の土地利用に関する基本方針の中で、自然環境の維持・保全を図りつつ、さらなる緑の増進、それらと調和した建物の更新と述べられておりますが、今回の計画における緑地率は何%と定められているのでしょうか。また、現在の旧グランドプリンスホテル赤坂の敷地における緑地率は何%なのか伺いたいと思います。

【近藤議長】 安井幹事。

【安井幹事】 今回提案しております再開発等促進区では、平成16年に区が決定いたしました地区計画による緑化基準と同様に、緑地率を40%以上とすると定めております。今後、再開発等促進区に即しまして建築計画が検討されることとなりますが、事業者からは、この40%以上という基準を上回る約45%の緑地率を確保すると聞いてございます。

なお、旧グランドプリンスホテル赤坂は、風致地区の審査基準や地区計画が策定される以前に建設されておまして、建設時における正確な緑地率は把握されておられませんけれども、参考までに申し上げますと、緑地の面積は、現在は約6,000平方メートルでござ



いまして、建て替え後は倍増いたしまして約1万2,000平方メートルになると聞いてございます。

【近藤議長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 緑地率が一定以上保たれるということですので、その点については地元住民の方も注目をされておりますので、ぜひ答弁のとおり、緑の残る住環境をつくってほしいと思います。

先般、5月26日に都が行いました住民説明会において、質疑応答も、また時間制限により打ち切られてしまったなど、より充実した説明会を望む声が上がっておりました。実際の説明会の状況はどうだったのかを伺いたと思います。また、今後も開発に不安を寄せる住民にとって、充実した説明会を行うことは開発計画などを理解してもらうためにも重要なことであると思います。そうしたことから、今後、事業者が行う住民への説明会については、時間、内容ともより充実したものとなるように、地元区や住民の協力と理解が得られるよう、都として事業者に働きかけるべきだというふうに思いますけれども、見解を伺いたと思います。

【近藤議長】 安井幹事。

【安井幹事】 お話にございました都市計画案の縦覧に先立ちます都主催による地元説明会では、約160名の参加がございまして、会場の都合上、事前に閉会予定時間をお示しして実施したところでございます。実際には約15分超過いたしまして、説明質疑を含め1時間45分の説明会がございました。さらに、閉会にあたりまして、閉会後も個別に質問を受けつけること、また、縦覧期間中に都市計画法に基づき意見書を提出できることを周知いたしました。閉会後には、実際3名の方からの質問に応じたところでございますけれども、お話にあったような、もう少し質疑の時間がほしいとの意見もございました。

また、地元では再開発等促進区に基づく具体的な施設計画についての関心が非常に高いことから、事業予定者は地元町会や協議会からの要請に応じまして、昨年11月から今年5月にかけて、合計5回の地元説明会を行ってございます。

今後とも、地元区をはじめ、住民並びに地元関係者の理解と協力を得られるよう都は事業者を指導するとともに、具体的な建築計画の段階におきましても、事業者みずからが行っている住民説明会の状況等を勘案して、地域の要望を反映しながら計画が具体化されるように働きかけてまいりたいと考えてございます。

【近藤議長】 伊藤委員、よろしゅうございますか。

ほかに。きたしろ委員。

【きたしろ委員】 私は日ごろから「水と緑の都、環境に優しいガーデンシティ東京」をテーマとして政治活動に取り組んでまいりました。個々の町の中で孤立している緑をネットワーク化するために、今回付議されているような都市開発諸制度などを活用し、公開空地の緑や街路樹をネットワークすることで東京を大きな緑の都市として再生をさせるべきだと考えているところです。

また、私は、旧赤坂プリンスの建設に少し関係したこともあり、あれから30年もの月日がたったのかなという感慨深いものもございます。

そうしたことから、水と緑の都などのテーマに即した紀尾井町南地区地区計画の案件について、地域の活性化や東京の都市再生に資する事業を推進するために、今回提案されている都市計画に賛成する立場で質問をさせていただきます。

今回の計画は、弁慶橋風致地区内にありますけれども、風致地区といっても都心の一等地であることから、かなり周辺は土地の高度利用が進んでいるところです。すぐ隣にはホテルニューオータニがあり、JA共済ビルもつい最近、超高層ビルに建て替えられているところです。青山通りを挟んだ私たちの港区は、赤坂の繁華街が広がっております。今回、都が定める再開発等促進区に基づき、今後、事業者が具体的な計画を提案することとなりますけれども、この地域では計画区域内で残されている多くの緑や外濠の水辺などの豊かな自然と調和した質の高い開発を誘導することが必要である、また重要であると考えております。

まず初めに、風致地区の目的及び今回の計画地が含まれる弁慶橋風致地区内において、開発の審査基準と提案されている都市計画との関係についてお伺いをいたします。

【近藤議長】 安井幹事、お願いします。

【安井幹事】 風致地区でございますけれども、樹林地、水辺地などで構成されました都市の風致、いわば良好な自然的景観を維持するために都市計画法に基づき指定される地区でございます。このため、風致地区内では建築物の建築や樹木の伐採など、一定の行為を行う場合は、あらかじめ許可が必要でございます。都内では、風致の維持状況や地域特性に応じまして風致地区をA・B・C・D及びSの5つの地域に区分し、それぞれの区分ごとに許可の審査基準を定めております。弁慶橋風致地区内にある今回の計画が位置する地域につきましては、地元区が平成16年5月に地区計画を定めた時期と前後いたしまして、区から都に対しS地域、すなわち公共的なまちづくり手法などを適用し特殊な位置づ

けを与えるべき地域の変更を求める協議書が出されてございます。都は、この地元区からの申し入れを踏まえまして、風致地区の一部をS地区に変更し、かつ、都と区の協力連携のもとに区が決定した地区計画と連動いたしまして、都と地元区が共通に運用する審査基準を定めているところでございます。

その具体的な基準でございますけれども、再開発等促進区を適用した場合には、建築物の高さについては、東京都再開発等促進区運用基準の範囲内とする。ただし、道路境界線から10メートルまでは16メートルを上限とすることとなっております。当然のことでございますけれども、今回付議している都市計画案では、区の要請を受けて策定した風致地区審査基準に適合するよう建築物の最高限度を定めることとしてございます。

【近藤議長】      きたしろ委員。

【きたしろ委員】      当該計画地の風致の基準については、区からの申し入れによりS地域という特別な区分に変更して、都と区で協力し、共通の基準として策定されているそうです。また、この基準に基づき、再開発等促進区を定める地区計画において、建築物の最高限度が定められているとの説明がありました。

しかしながら、今年2月の千代田区議会では、区の担当部署から説明がない、事業者から話を聞いているかとの質疑が行われているやに聞いております。また、隣接する港区や新宿区においては、担当部署で計画内容が確認されているにもかかわらず、地元の千代田区ではどうなっているのかとの質問もあったと仄聞をしているところであります。

また、先日、区において、都市計画審議会に今回の計画案が報告された際には、審議会委員から、都の進め方に意見があるのならば、逃げ回らず、もっと初めから計画に関与すべきではないかといった趣旨の発言もあったと聞いております。

私が区計審のメンバーを経験した立場から申し上げますと、三田小山町の市街地再開発事業を進める際にも反対者がおられました。しかし、そのとき私は、生活再建とまちづくりの観点から、地域のためにも事業を進めるべきであると主張した経験があります。そもそも大きな事業を動かすときは、一人残さず賛成することは現実的に困難です。そうした中で、全体としての判断をするのが行政と都市計画審議会の役割だと私は思っております。橋の哲学のように、一人でも反対があれば橋を架けないというわけにはいかないのであり、反対している人の立場や思いをくみ取り、それをどこまで受けとめるかが大切なことであると考えております。

このような計画を地元区への説明なしに、都が一方的に進めることは考えられないわけ

です。今回の計画を進めるために、都は地元区とどのような協議を行ってきたのかお伺いをいたします。

【近藤議長】 安井幹事。

【安井幹事】 今回の計画につきましては、平成18年ごろから事業者より最初の相談がございました。地元区が定めている地区計画や風致地区の審査基準などとの整合性ととも、都市構造上の位置づけ、開発で具体化される公共貢献の内容など、都としても一定の考え方を整理した上で地元区にも情報提供し、計画取りまとめの協議を申し入れてきたところでございます。

具体的に申し上げますと、まず平成21年6月に区に対する協議を申し入れ、その後も適宜、都の幹部が区に出向き、情報提供と計画推進の要請を行ってまいりました。特に昨年2月と11月には、当時の東京都技監みずからが区長にお会いし、本計画に対する都の考え方を伝えてございます。あわせて、区に対しまして事業者からの説明を聴取して、相談に応じるなどの適切な対応をとるように促してきたところでございます。都はその後、今日まで区に対しまして、適宜、開発に関する情報提供及び手続きの進め方など、都の方針を伝えてきてございまして、区からは、地元説明会の開催周知や都が行う説明会への区の職員の出席等についても協力を得て、今回の都市計画案をまとめたところでございます。

【近藤議長】 きたしろ委員。

【きたしろ委員】 今の答弁をお聞きしたところ、仄聞している内容とは少し違うように感じます。都は区に対して、当時の都技監をはじめ、区に何度も協力要請を行っていることがわかりました。都市計画の手続きに入った段階での区の担当部署の協力も当然であると私は受けとめております。赤坂プリンスの建て替えは、地元はもとより、東京全体の都市再生、活性化に大きく貢献する事業であり、今回の計画と直接関係のない参議院宿舎の建て替え問題を持ち出して、事業者からの相談を受けないような話もあったと聞いておりました。仮に事実とすれば、全く不合理であり、理不尽であります。そもそも参議院の計画は国の事業であり、都の風致地区条例では許可の対象外のはずであります。この建て替えが風致地区の審査基準ではなく、既存の豊かな緑を切る場所に移転するために平成20年に都知事は異議を申し述べたということだと思えます。民間事業者が法令にのっとり規制緩和の制度を活用して地域に貢献する開発を進めることは望ましいことであり、東京の都市再生にはぜひとも必要であります。都の労をいとわない調整により、区への情報提供、協議も行われたと理解しておりますが、都市計画の手続きに入る段階で区から都

に対し、風致地区以外にも事業アセスや計画の進め方についての見解を求める要望が出されたと聞いております。その内容とこれに対する都の見解についてお伺いをいたします。

【近藤議長】 安井幹事、お願いします。

【安井幹事】 お話の要望書についてでございますけれども、本年2月、区から出されまして、都は3月に回答してございます。1つは、事業者が環境影響評価手続きに着手した理由は何かというものでございます。これに対しまして都は、今回計画されている建築物は、東京都環境影響評価条例第2条に定める高層建築物の新築であり、この場合は都市計画決定者の都ではなく、建築物を新築する事業者がみずからの計画に基づきアセス手続きを行うことになっていると回答してございます。

もう一つは、都と事業者だけで計画が進められてきた理由についての質問でございます。これに対して都は、本計画は、地元区が既に決定した地区計画の方針にも即しており、都市づくりの観点から見て良好な計画である。また、再開発等促進区の区域面積が3ヘクタールを超えるものであることから、都市計画法に基づき、都が決定権者となっており、都が事業者からの事前協議等を踏まえ、本計画を進めていくことは当然のことである。もとより、都が決定権限を持つ都市計画の推進にあたっては、地元関係者や関係区の理解を求めることは重要と考えており、これまでも平成22年2月と11月に都技監が区長に対し当該事業等に関して直接説明し、その前後においても、都は区に対する情報提供、協力要請を重ねているという趣旨でお答えしてございます。

以上でございます。

【近藤議長】 きたしろ委員。

【きたしろ委員】 3点の問い合わせがあったようでありますけれども、都の回答は、いずれも当然の内容であると受けとめております。しかし、区の職員が事業者との事前協議を進められないような区内部に問題があったと推測される以前に、都区間の意思疎通が円滑でないことは好ましくないと私は思います。都は引き続き、機会あるごとに地元区への的確な情報提供、円滑な協議に努力されるよう要望しておきたいと思っております。

今回の都市計画案では、区域2というエリアがありますけれども、ここについてはどのような経緯で今回の計画に位置づけられているのかお伺いをいたします。

【近藤議長】 安井幹事、お願いします。

【安井幹事】 区域2でございますけれども、旧グランドプリンスホテル赤坂の敷地に隣接しまして、地元地権者等が長年共同化による再開発を検討してきた区域でございます。

地元地権者等は、区域1における施設計画の具体化に続いて、みずからの区域につきましてもできるだけ早期に再開発計画をまとめることを望んでおります。このため、地元地権者等は、将来、区域2の施設計画が具体化した段階で、区域1と同様に土地の高度利用が可能となるよう、今回の再開発等促進区の区域に含めることに合意、賛同し、その上で都市計画手続きを進めるように都に要請してございます。都といたしましても、区域2が加わることによりまして、地域周辺の活性化に大きく寄与することなど、より望ましい都市づくりが期待できることから、この区域も含めた範囲で今回の都市計画案をまとめてございます。引き続き、区域1とともに区域2がそれぞれ整合性を確保されるよう、事業者や地元地権者と調整し、再開発等促進区に基づく計画が具体化されるよう取り組んでまいります。

【近藤議長】　　きたしろ委員。

【きたしろ委員】　　今回の計画は、歩道状空地や歩行者通路の整備による歩行者ネットワークの形成、緑豊かなオープンスペースの整備、地下鉄永田町駅へのアクセス改善とバリアフリー化など、さまざまな地域貢献が盛り込まれていると聞いております。また、本年3月には、計画区域内にある旧李王邸が東京都有形文化財に指定され、この保存を前提とする施設計画が予定されていると聞いております。豊かな緑の中に商業施設と歴史的景観が調和して新しい東京の魅力となると思います。グランドプリンス赤坂は、既に今年の3月末に閉館をしております。その後、先月末まで東日本大震災の被災者の受け入れに協力してくれたことは、既にご案内のとおりであります。仮にホテルが閉館したままで4ヘクタール以上の一等地が未利用のまま放置されるようなことになっては、地域経済に大きな打撃があると思います。グランドプリンス赤坂の建て替えはもとより、隣接する地元地権者の再開発が速やかに事業化されるよう、ぜひ今回の都市計画案を提案どおり決定することに賛成をし、私の質問を終わります。

【近藤議長】　　ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、日程第4、議第7055号及び議第7056号、東京都市計画地区計画の案件につきまして一括して採決いたしたいと思っております。賛成の方は挙手をお願いいたします。

[ 賛成者挙手 ]

【近藤議長】　　ありがとうございました。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

---

【近藤議長】 次に、日程第5、議第7057号を議題に供したいと思います。

藤井幹事の説明をお願いします。

【藤井幹事】 日程第5、議第7057号、東京都市計画都市高速鉄道西武鉄道新宿線の変更についてご説明申し上げます。

お手元の薄茶色表紙の冊子の「議案・資料」93ページから104ページとなります。

この案件につきましては、都市高速鉄道西武鉄道新宿線の中井駅付近から野方駅付近間の連続立体交差化の追加と、これに伴う一部区域の変更を行うものがございます。

都市高速鉄道、西武鉄道新宿線につきましては、東京都環境影響評価条例の対象案件であり、今回はいわゆる「後合わせ」でございます。

恐縮ではございますが、薄茶色表紙「議案・資料」の96ページの位置図をご覧ください。また、画面に変更区間の中井駅から野方駅付近の航空写真を映しておりますので、あわせてご覧ください。

始めに、西武鉄道新宿線についてご説明いたします。

西武鉄道新宿線は、西武新宿駅から高田馬場、田無、所沢を經由し、本川越に至る総延長約47.5キロメートルの路線でございます。

このうち、今回、連続立体交差化を計画している中井駅から野方駅間につきまして都市計画の変更を行うものでございます。

本案件は、平成20年5月に国土交通省による新規着工準備採択を受けております。また、平成22年2月に都市計画素案の説明会を、平成22年10月に都市計画案及び環境影響評価書案の説明会を開催しております。

次に、今回の都市計画変更の内容についてご説明いたします。

薄茶色表紙「議案・資料」の103ページの参考図1をご覧ください。

今回、連続立体交差事業を予定している区間は、中井駅と新井薬師前駅間の妙正寺川付近から野方駅の東側までの約2.4キロメートルの区間であり、途中には、新井薬師前駅、沼袋駅があります。

都市計画の変更区間は、連続立体交差事業予定区間を含む、中井駅の西側から野方駅までの約2.7キロメートルになります。

連続立体交差化を予定している区間では、区部の南北方向を結ぶ幹線道路である中野通りや、駅前の商店街通りとして歩行者や自転車交通量の多い道路が西武新宿線と平面交差

しております。

これらの平面交差部にある踏切は、いわゆる「開かずの踏切」となっており、多くの自動車や歩行者の通行を妨げ、踏切での交通渋滞、踏切事故、鉄道による地域分断などの問題が発生しております。こうした問題を解決するため、今回、西武新宿線の連続立体交差化を計画したものでございます。

鉄道の立体化形式につきましては、高架方式と地下方式の2つの案を検討いたしました。この2つの案につきまして、鉄道周辺の地形などの地形的条件、除却する踏切の数などの計画的条件、事業費などの事業的条件の3つの条件から比較検討をした結果、高架方式と地下方式はほぼ同等となりました。

そこで、新たに都市高速鉄道の都市計画として定める区域の面積を比較した結果、地下方式が高架方式より拡幅する面積が小さくなりました。これらのことから、地下方式を最適案として選定いたしました。

また、今回、都市計画変更を行う中井駅から野方駅間には、薄茶色表紙「議案・資料」の103ページの参考図1の縦覧図及び104ページの参考図2の横断図におきまして点線で示している、西武新宿駅から上石神井駅間を地下で結ぶ線増線の都市計画が平成5年に定められております。今回の連続立体交差化の計画は、線増線の計画と平面的には重複しますが、縦断図に示すように深さ方向では重複しておりません。

次に、薄茶色表紙「議案・資料」の97ページから102ページの計画図をご覧ください。

図の中で、斜線の部分が西武新宿駅から上石神井駅間に定められている線増線の既定都市計画の範囲になります。

今回の中井駅から野方駅間の連続立体交差化により、既定都市計画から新たに都市高速鉄道として必要となる、図の赤色で示した部分につきまして、一部区域を追加いたします。

列車とホームの隙間を小さくするため平面線形の改良を行う新井薬師前駅付近や島式のホームとなる沼袋駅付近などにおいて区域を追加することとしております。

本事業は、東京都建設局が事業主体となって行うもので、総事業費は約670億円、国、都、中野区、西武鉄道の4者が負担いたします。事業期間は、平成24年度から平成32年度を予定しております。

なお、今回の同時決定案件に含まれておりませんが、中野区では、駅周辺の魅力向上や安全で快適なまちづくりを実現するため、連続立体交差事業にあわせてまちづくりとして、



新井薬師前駅と沼袋駅において、駅前広場及びそれに関連する区画街路を都市計画決定していく予定でございます。

次に、環境影響評価書の概要についてご説明いたします。

恐縮ですが、水色表紙のA4縦の冊子、3冊ありますけれども、その中で最も薄い冊子「環境影響評価書の概要」、この間に挟み込んでございます桜色表紙のA4横の資料「西武鉄道新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業の環境影響評価書について（要約）」をご覧ください。

その1ページ目にありますように、環境影響評価条例に基づき、昨年9月、環境影響評価書案を提出し、この評価書案に対しまして、本年4月20日に評価書案審査意見書を受領いたしました。

「要約」の2ページから4ページをご覧ください。

本案件における環境に及ぼす影響の予測・評価の項目は、「騒音・振動」「地盤」「水循環」「史跡・文化財」「廃棄物」の5項目となっております。

「騒音・振動」でございますが、今回、工事の施行中及び工事の完了後につきまして予測・評価を行っており、いずれの場合におきましても評価の指標を満足、もしくは概ね満足するという結論となっております。

地下水の水位や流れへの影響を予測・評価した「水循環」につきましては、地下構造物の設置により事業区間の北側で地下水位が上昇し、南側で低下することが予測されますが、地下水の年間水位変動の範囲内におさまります。また、事業区間周辺の地下水の流れは線路方向とほぼ並行していることなどから、地下水の状況に著しい影響を及ぼすことはないものと評価しております。

また、その他の項目につきましても、適切な対応に努めるものでございます。

最後のページには、4月に知事から出された評価書案審査意見書の内容について左の欄に、その対応につきまして右の欄に記載しております。

左の欄を見ていただくとわかりますように、審査意見書では、「水循環」「史跡・文化財」「廃棄物」に関する意見があり、これらの意見等を踏まえ、環境影響評価書案の修正を行っております。

以上、都市計画を変更する上で支障がないものと判断しております。

最後に、意見書についてご説明いたします。

クリーム色表紙の冊子「意見書の要旨」19ページから30ページをご覧ください。

都市計画案を平成22年10月4日から2週間、縦覧に供しましたところ、36名から36通の意見書の提出がありました。その内訳は、賛成意見は1名から1通、反対意見は28名から28通、その他の意見は7名から7通でございます。

賛成意見は、19ページから20ページに記載しておりまして、主な意見といたしまして、西武新宿線の立体化に賛同する意見が出ております。この意見に対する都の見解といたしましては、沿線地域や鉄道利用者の期待にこたえるべく、早期事業化に向けて鋭意取り組んでいくとしております。

次に、反対意見は、20ページから25ページに記載してございまして、主な意見といたしまして、新井薬師前駅におきまして駅北側の住民の立ち退きを強いる平面線形の改良計画に反対する意見が出されております。この意見に対する都の見解といたしましては、新井薬師前駅につきましては、ホームが急カーブ上にあり、電車とホームとの隙間が大きく開いていることから、駅を現位置に設置することを基本としつつ、鉄道施設の大規模な改良を行う連続立体交差化にあわせて鉄道の線形を北側に移設し、現在の急カーブを緩やかにし、安全性を確保することとしております。

同じく、沼袋駅の計画につきまして、現在の鉄道敷地内におさめ、周辺の建物に支障しない計画にするよう求める意見が出されております。この意見に対する都の見解といたしましては、沼袋駅では、緊急時に通過列車を臨時停車させ乗客の退避が可能な駅とするため、上り、下りそれぞれのホームの両側に線路を配置する島式ホームに改良いたします。これにより、既存の鉄道敷地に加えてその外側の敷地を含めた範囲に地下化後の鉄道施設を設置する必要があることから、その範囲につきましても都市計画を定めることとしたものでございます。

次に、その他の意見は、25ページから30ページに記載しておりますとおり、主な意見といたしまして、地下化後の上部利用計画を示すべきだとの意見が出されております。この意見に対する都の見解といたしましては、立体化後の鉄道上部の空間利用は、今後、地域の意見などを踏まえつつ、都、地元区、鉄道事業者等の関係者で検討していくとしております。

最後に、本都市計画案に対する関係区長の意見でございますが、中野区長及び新宿区長から本案につきまして、「案について異存ない」との回答がございました。

以上で説明を終わります。

**【近藤議長】** ありがとうございます。

ご意見、ご質問ございますでしょうか。

特段ないようでございますので、日程第5、議第7057号、東京都市計画都市高速鉄道の案件について採決いたしたいと思っております。賛成の方は挙手をお願いいたします。

[ 賛成者挙手 ]

【近藤議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

---

【近藤議長】 続きまして、日程第6、議第7058号を議題に供したいと思っております。藤井幹事、説明をお願いします。

【藤井幹事】 日程第6、議第7058号、東京都市計画市場、東京都中央卸売市場、豊洲新市場の決定に関する案件についてご説明いたします。

お手元の「薄茶色表紙」の冊子の「議案・資料」105ページから108ページをご参照ください。

この案件は、都の卸売市場計画に基づき、築地市場を豊洲地区に移転するため、豊洲新市場の敷地の位置、区域及び面積を都市計画で定めるものでございます。

豊洲新市場につきましては、東京都環境影響評価条例の対象案件であり、今回はいわゆる「後合わせ」でございます。

薄茶色表紙「議案・資料」の106ページの位置図をご覧ください。

初めに、豊洲新市場の位置、区域及び面積についてご説明いたします。

豊洲新市場は、江東区豊洲六丁目地内の5街区、6街区及び7街区を敷地とし、東京地下鉄有楽町線豊洲駅の南西約1.5キロメートルに位置しております。環状第2号線、補助第315号線及び放射第34号線支線1晴海通りの延伸部に面しており、面積は約40.7ヘクタールでございます。

次に、築地市場移転の経緯についてご説明いたします。

築地市場は、昭和10年の開場から既に75年余りが経過し、施設の老朽化、狭隘化が著しく、流通を取り巻く環境変化への対応が困難な状況にあります。

こうしたことから、当初は、現在地で再整備を進めることとしておりましたが、平成13年4月の「第55回東京都卸売市場審議会」におきまして、豊洲地区を候補地として移転整備に向けた検討を進めるとの答申が出され、同年12月の「第7次東京都卸売市場整備計画」におきまして、築地市場の豊洲地区への移転を決定いたしました。

その後、新市場の整備に向けて検討を進めた結果、平成18年に施設配置が確定したことから、平成19年1月に環境影響評価手続き開始案件としてご説明申し上げ、都市計画案と環境影響評価書案の縦覧を行いました。また、環境影響評価手続きにつきましては、土壤汚染対策の変更を踏まえて、新たに地盤、水循環、自然との触れ合い活動の場などの評価項目を追加選定し、平成22年11月、再実施した環境影響評価書案を提出いたしました。

敷地の位置、区域、面積を定める豊洲新市場の都市計画の内容に変更はなかったことから、都市計画案の再縦覧は行ってございません。

薄茶色表紙「議案・資料」の107ページの計画図をご覧ください。

豊洲新市場は、5街区、6街区、7街区の3つの街区で構成されています。

薄茶色表紙「議案・資料」の108ページの参考図をご覧ください。

環状第2号線と補助第315号線との交差点の東側の5街区には青果卸売場・仲卸売場を、西側の6街区・7街区には水産卸売場・仲卸売場を、3つの街区のほぼ中央の位置に管理施設を計画しております。

さらに、「都民に開かれた市場づくり」を実現するため、5街区と6街区にはにぎわいを創出する施設を計画しております。

事業スケジュールにつきましては、都市計画決定手続きを経た後に、土壤汚染対策工事及び施設の整備を進め、平成26年度中の開場を目指していく予定となっております。

次に、環境影響評価書の概要についてご説明いたします。

環境影響評価書の内容を要約いたしました「若草色表紙」A4横の資料「豊洲新市場建設事業の環境影響評価書について（要約）」をご覧ください。

本事業の環境影響評価につきましては、東京都環境影響評価条例第92条第1項ただし書きの規定により、事業者である中央卸売市場が行っております。

その1ページ目にありますように、環境影響評価条例に基づき、昨年11月、環境影響評価書案を提出し、この評価書案に対して、本年4月20日に評価書案審査意見書を受領いたしました。

要約の2ページから10ページをご覧ください。

本案件における環境に及ぼす環境の予測・評価の項目は、「大気汚染」「悪臭」「騒音・振動」「水質汚濁」「土壤汚染」「地盤」「水循環」「生物・生態系」「日影」「風環境」「景観」「自然との触れ合い活動の場」「廃棄物」「温室効果ガス」の14項目となっております。

「土壌汚染」でございますが、今回、工事の施工中について予測・評価を行っており、汚染土壌の掘削処理等に伴う土壌への影響の程度は、評価の指標とした「土壌汚染対策法」に定める基準を満足するという結論になっております。

「自然との触れ合い活動の場」でございますが、既存の自然との触れ合い活動の場に、機能の変化及び消滅、改変の程度、並びに自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度は、評価の指標とした「江東区みどりと自然の基本計画」及び「豊洲地区まちづくりガイドライン」のうち自然との触れ合い活動の場に関する方針等を満足するという結論になってございます。

また、その他の項目につきましても、適切な対応に努めるものでございます。

続きまして11ページから20ページには、4月に、知事から出された評価書案審査意見書の内容につきまして左の欄に、審査意見書の対応につきまして右の欄に記載しております。

左の欄を見ていただくと分かりますように、審査意見書では「大気汚染」「悪臭」「騒音・振動」「水質汚濁」「土壌汚染」「地盤」「水循環」「生物・生態系」「風環境」「景観」「自然との触れ合い活動の場」「廃棄物」の12項目に関する意見があり、これらの意見などを踏まえ、環境影響評価書案の修正を行っております。

以上、都市計画を決定する上で支障はないと判断しております。

最後に意見書についてご説明いたします。

クリーム色表紙の「意見書の要旨」、31ページから36ページをご覧ください。

都市計画案を平成19年2月2日から2週間縦覧に供しましたところ、3名から3通の意見書の提出がありました。その内訳は、反対意見が3名から3通となっております。

意見は、31ページから36ページに記載しており、主な意見を申し上げますと、31ページにありますように、豊洲新市場の建設用地につきましては、深刻な土壌汚染があり、食の安全を100%保障できないので、都民の台所である卸売市場にはふさわしくないという意見が出されております。

この意見に対する都の見解といたしましては、豊洲新市場予定地の土壌汚染対策につきましては、学識経験者から、日本の先端技術を活用することにより、人が生涯この土地に住み続けても健康への影響はないとの提言が取りまとめられていること。豊洲新市場完成後におきましても、地下水のモニタリング調査等地下水対策を継続すること。今後、事業者が土壌汚染対策を確実に実施することで、生鮮食料品を取り扱う市場用地としての安

全・安心を十分に確保するとしていること。以上のことから、豊洲新市場の都市計画決定に支障はないと判断するというものでございます。

同じく反対意見といたしまして、32ページに、世界のブランド「築地市場」を守り、「現在地での再整備」を図るべきという意見が出されております。

この意見に対する都の見解といたしましては、現在地再整備につきましては、かつて工事着手後、営業への深刻な影響から再整備が頓挫しており、再検討の中においても、仮にすべてが順調に運んでも十数年かかるという事実が明らかにされていることから、都といたしましては、築地市場の再整備問題にかかわる過去25年にわたる経緯や、都民・国民生活への影響、財政面等もあわせて総合的に判断し、築地市場の豊洲移転を進めていくこととしたというものでございます。

他に事業施行に関する反対意見といたしまして、33ページに、中小事業者が切り捨てられる計画であり、消費者にとってもなくてはならない鮮魚等の品質評価機能を完全になくすものであるという意見、また、場外市場で生計を立てていた人たちの暮らしはどうなるのかという意見が出されております。

これらの意見に対する都の見解といたしましては、中小事業者等の方からの要望を踏まえて、すべての市場業者にとって利便性の高い市場となるよう施設を計画しております。築地市場の伝統的な品質評価機能である、いわゆる「目利き」を担う小規模な仲卸業者等への要望にも十分配慮し、競争力の強化や取引拡大等、事業の活性化に寄与してまいります。

また、場外業者につきましては、築地の食文化の継承や東京の新たな観光拠点の創造という観点から千客万来施設を整備していくこととしております。

その際、場外業者のうち、移転を希望する方につきましては、受け入れることを視野に入れ整備していくと中央卸売市場より聞いていることから、豊洲新市場の都市計画決定に支障はないと判断するものでございます。

最後に、本都市計画に対する関係区の意見でございますが、江東区からは、7月27日に行った区の都市計画審議会答申を踏まえまして、次の4つの意見を付して豊洲新市場の都市計画決定は妥当との回答を受領しております。

4つの意見として、1つ目は、「食の安全・安心の確保の観点から土壌汚染対策の確実な実施による汚染土壌の無害化、地震による液状化対策をはじめとする防災対策等防災基盤の整備に万全を期されたい」。2つ目といたしまして、「地下鉄8号線整備に向けた取り組

み等、公共交通機関整備によるアクセス向上に努めるとともに、十分な駐車台数の確保及び車両待機スペースの確保による交通渋滞・路上駐車防止、交通事故の防止なども含めた総合的な交通対策を講じられたい」。3つ目といたしまして、「千客万来施設につきましては、魅力あふれる東京の新たな観光名所とすべく、新市場と一体となったにぎわいの場となるよう整備されたい」。4つ目といたしまして、「新市場の整備にあたっては、『豊洲グリーンエコアイランド構想』に定める環境まちづくりの方針に最大限配慮されたい」でございました。

この意見に対しましては、中央卸売市場より、土壌汚染対策や防災基盤の整備につきましては、「土壌汚染対策等を確実に実施し、また液状化対策をはじめとする防災対策を行うことで生鮮食料品を取り扱う市場用地として食の安全・安心を十分に確保する」。2番目の総合的な交通対策につきましては、「公共交通機関の充実に向けて、周辺の開発状況や需要動向を見極めながら、区をはじめとする関係機関と連携して検討を進めるとともに、交通渋滞・駐車場対策につきましては、共同配送などの利用促進などにより自動車交通量や必要駐車台数の削減を図るなど、総合的な交通対策を講じいく」。3番目の千客万来施設によるにぎわいの創出につきましては、「『食』を中心とする東京の新たな観光拠点として、千客万来施設を整備することで豊洲地区のにぎわい創出にも貢献する」。4番目の環境まちづくりにつきましては、「『豊洲グリーンエコアイランド構想』の視点を踏まえ、護岸と一体となった緑地や屋上緑化、水辺の環境に配慮した施設計画、太陽光発電システムの導入等、さまざまな取り組みを推進していく」と聞いてございます。

こうしたことから、豊洲新市場の都市計画決定には支障はないと判断するものでございます。

以上で説明を終わります。

【近藤議長】 ありがとうございます。

ご質問、ご意見をお伺いする前に、この議題について事務局より発言の申し出がございましたので、これを認めたいと思います。

【事務局（宮内都市計画課長）】 日程第6、議第7058号につきまして、8番山崎委員から意見を説明するための資料として、豊洲グリーンエコアイランド構想という冊子を各委員に配布していただきたいとの要望を事前にいただいております。よろしければ、事務局から配布させていただきたいと思います。

【近藤議長】 それでは、意見を説明するために必要な資料であると思いますので、配

布を認めるということで対応したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤議長】 それでは、事務局、資料の配布をお願いいたします。

〔資料配布〕

【近藤議長】 資料の配布が終わりましたので、日程第6につきまして、ご質問、ご意見、お伺いいたしたいと思います。

増子委員。

【増子委員】 ちょっとお先に失礼いたします。

私は、東京都市計画市場、東京都中央卸売市場、豊洲新市場の決定に関する案件について意見を述べさせていただきます。

そもそもこの豊洲地区は、環境基準を大幅に上回る汚染物質が検出されたことから、生鮮食料品を扱う市場用地としてふさわしいのかという議論がありました。その後、事業主体である東京都中央卸売市場は、専門家会議や技術会議などを通じてその調査、対策を打ち出してきましたが、その調査、対策が十分ではないという専門家の指摘もあり、また、情報提供のあり方などについて、都民、とりわけ市場関係者との間での信頼関係は十分とは言えない状況にあります。

3月11日の東日本大震災によって、移転予定先の豊洲地区で起こった液状化などについても、7月14日に対応方針が示されましたが、議論はこれからです。土壤汚染問題は解決したとは言えない状況にあります。

なお、今回、都市計画法第17条第2項の規定による意見書の提出は、高濃度の汚染物質が検出される以前の平成19年2月のものであり、現在であれば、さらに多くの厳しい意見が提出されたものと考えます。状況の変化に応じて、なるべく直近の意見を集約すべきと申し上げておきたいと思います。

また、本日の都市計画の手続きは、昨年10月22日の石原知事の豊洲移転決断宣言をもとに進められているものと考えますが、その後、10月27日には中央区から築地市場移転問題についての要望が提出されました。こうした要望についても、東京都との協議の内容も明らかでなく、到底、合意がなされているとは言えない状況にあると言えます。

さらに、築地市場最大の業界団体である水産仲卸についても、先日、6月17日の選挙によって豊洲移転反対を訴え続けてこられた方が理事長に就任することになりました。新体制において意向調査が実施される可能性もあり、市場業界の大方の合意に向けても、な



お課題が残っていると思います。

このような状況の中、当案件を決定することは築地市場を強引に移転しようというものにはほかならないものと考えます。

よって、当審議会における豊洲新市場の決定については反対するものです。

以上です。ありがとうございました。

【近藤議長】      ありがとうございました。

ほかに。山崎委員。

【山崎委員】      地元の江東区長として意見を申し上げたいと思います。

食の安全・安心の確保の観点から、土壌汚染対策は完璧になしてもらわなければなりません。また、地震による液状化対策をはじめとする防災対策等、ぜひこれも整備に万全を期していただきたい。

参考までに申し上げますが、すぐ隣の臨海副都心、青海、有明地区は、今回、液状化というものが発生しませんでした。それはなぜかといいますと、共同溝をつくるころでございますが、液状化対策をしっかりとやったから何ら被害が出なかった。ですから、今日の技術からすれば、液状化対策をすれば、この豊洲埠頭についても安全である、安心であるということとは言えると思います。

次に、交通対策についてですが、あそこは、ご存じのように、公共交通機関としては、ゆりかもめしかない。あそこには、運政審が平成27年までに着手すべき路線というA2路線に位置づけられた、豊洲から東陽町、住吉、その上は半蔵門線と直結するわけですが、そうした計画があります。この8号線の整備は、ぜひこれは東京都としても全力を挙げていただきたいということ、それと同時に、バス路線等についても充実したものをつくらなければいけない。

ご存じのとおり、現在の築地の市場は、朝はそれこそ路上駐車、3列渋滞、大変な混雑ようでありまして、これはやはりそうしたことを考えると、市場内部に大きな、十分な駐車場を整備しなければいけないし、また、車両の待機スペース等についても配慮したものにさせていただかなければなりません。全国から集まるトラックが町中に、住宅地に入り込まれたのでは、区民は安心して生活ができないということになりますので、総合的な交通対策を講じてほしいということでもあります。

3つ目として、大田市場へ行った方はいらっしゃると思うんですけども、あの大きな市場は、午前中、10時か11時になると人っ子一人いない市場であります。現在の築地

の市場というのは、場外があって、多くの観光客や買い物客が集う非常ににぎわいのあるところであります。それは交通問題も絡むわけでありますけれども、豊洲のあの埠頭というのは江東区にありますけれども、すぐ隣が中央区、そして港区、臨海副都心、こう囲まれた地域でありまして、いわゆる都心であります。その都心に、大田市場のように明け方から午前中で仕事が終わってしまうような業者だけのための市場がつくられたのでは、地元区としては許されるものではない。市場をつくることは全都的な立場から理解をいたしますけれども、やはりそこには築地の場外のああしたにぎわいをぜひ併設していただかなければならないと考えておりますので、新市場と一体となった千客万来施設という名称になっておりますが、そこも十分に配慮し、場外の市場の方々も進出しやすい、そうしたものをつくっていただかなければならないというふうに思います。

そして、今お配りいたしました豊洲グリーンエコアイランド構想でございますが、これは、ご存じのように、あの島は地主が東京都と東京電力と東京ガス、そして一部江東区と地主が非常に限られた広大な土地でありますから、この島を環境に配慮したスマートエネルギーといいますか、そうした島にしたいというのが江東区の願いでございます。冊子を後ほど読んでいただければわかりますが、低炭素なまちづくりを目指す、また、新たな環境技術にも積極的に挑戦していく、世界に類を見ない環境先端拠点をつくり上げたいという強い江東区の思いがございますので、ぜひこの点についても強く要望をさせていただきたいと存じます。

都をはじめ、関係機関の皆様のご理解をぜひお願いしたいというふうに思います。

江東区の都市計画審議について先ほど意見が述べられておりますけれども、そうした意味で、江東区長としてご要望を申し上げて意見とさせていただきます。

【近藤議長】      ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、日程第6、議第7058号、東京都市計画、市場の案件につきまして採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔 賛成者挙手 〕

【近藤議長】      賛成多数と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

---

【近藤議長】      以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。ご協力、ありがとうございます。

なお、議事録には私のほか、波多野委員にもご署名をお願いいたしたいと思います。

【波多野委員】 はい。

【近藤議長】 よろしく願いいたします。

本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3 時 0 9 分閉会

※本稿は、後日発行される議事録の未確定版です。